

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○県統計調査の実施	(統 計 課) 1
○公共測量の実施の通知	(用地対策課) 1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) (7・9 揭示) 1
その他	
○地方公務員等共済組合法による平成24年度決算の要旨	(市町村振興課) 2

## 告 示

### 高知県告示第491号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
平成25年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称  
高知県職場の健康づくり実態調査
- 調査の目的  
高知県須崎福祉保健所管内の事業所における従業員の健康づくりの取組を把握し、かつ、調査を行うことにより、働き盛りの健康づくりの重要性を周知して、業種団体、事業主及び衛生担当者の従業員の健康づくりに対する意識を高めるため。
- 調査対象の範囲
  - 地域  
高知県須崎福祉保健所管内全域（須崎市並びに高岡郡中土佐町、檮原町、津野町及び四万十町）
  - 単位  
事業所
  - 属性  
従業員数20名以上の全ての事業所
- 報告を求める事項及びその基準となる期日

- 報告を求める事項
  - 事業所名
  - 所在地
  - 担当者名
  - 従業員数
  - 業種
  - 衛生推進体制
  - 健康管理の取組
  - たばこ対策の状況
  - 運動指導の状況
  - メンタルヘルスケアの状況
  - 栄養（飲酒を含む。）指導の状況
  - 保健指導（睡眠及び口腔保健）の状況
  - 従業員の健康課題
- その基準となる期日  
平成25年9月1日
- 報告を求める者
  - 数  
200事業所
  - 選定方法  
平成21年経済センサス基礎調査の名簿に基づき、従業員数20名以上の全ての事業所を選定する。
- 報告を求めるために用いる方法
  - 調査組織  
県が事業所に報告を求める。
  - 調査方法  
郵送した調査票を高知県須崎福祉保健所の職員が事業所を訪問し、回収する。
- 報告を求める期間  
平成25年8月1日から同年12月2日まで

### 高知県告示第492号

四万十町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年7月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
平成25年7月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
公共測量（道路計画）
- 作業期間  
平成25年7月22日から同年8月31日まで
- 作業地域  
高岡郡四万十町の一部

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年7月9日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年7月9日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年7月9日	特定非営利活動法人高知いのちの電話協会	井上 新平	高知市丸ノ内二丁目4番1号	この法人は、ボランティア活動による電話相談を通じて、孤独の中にあって、精神的危機に直面し自殺の悩みを抱える人をはじめ、助けと励ましを求めている一人一人と「電話」という手段で対話することを目的とする。

